

## 千葉市内のマンション建替えの支援に関する協定書

千葉市（以下「甲」という。）及び独立行政法人都市再生機構（以下「乙」という。）は、平成23年8月26日付で締結された「千葉市と独立行政法人都市再生機構との包括的な連携によるまちづくりの推進に関する協定」第2条（3）記載の「賃貸住宅ストック等の再生・活用に関する事項」に関し、マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成14年法律第78号）（以下「マンション建替え円滑化法」という。）に基づくマンションの建替えに伴う仮住居等の情報提供等について、以下のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、「千葉市と独立行政法人都市再生機構との包括的な連携によるまちづくりの推進に関する協定」第2条（3）記載の「賃貸住宅ストック等の再生・活用に関する事項」に基づき、甲及び乙が互いに連携、協力して、マンションの建替えに伴う仮住居等の情報提供等を行うことにより、千葉市内に立地するマンションの建替えの円滑化を図ることを目的とする。

### （空室情報の提供）

第2条 甲は、マンション建替え円滑化法に基づきマンションの建替えを予定している管理組合（以下「管理組合」という。）又はマンション建替え円滑化法に基づくマンション建替組合（以下「建替組合」という。）の求めに応じ、乙に対して、乙が保有する賃貸住宅のうち、先着順受付により公募中の空室情報（以下「空室情報」という。）の提供を依頼する。

2 乙は、甲の求めに応じ、甲が依頼した時点における空室情報を甲に提供する。

### （管理組合及び建替組合への周知）

第3条 甲は、本協定の内容を甲のホームページ等にて周知するものとし、乙は、周知に必要な情報を甲に提供するものとする。

### （建替組合への負担軽減）

第4条 乙は、建替組合の組合員又は当該マンションに居住していた賃借人の仮住居として建替組合が賃貸する目的で、第2条第2項に基づき甲に提供した空室情報の対象住宅のうち、千葉県及び茨城県内の住宅を建替組合に賃貸する場合は、当該住宅に係る敷金を免除又は家賃の1か月若しくは2か月相当分とすることとする。

### （転出区分所有者等への負担軽減）

第5条 乙は、乙の定める入居促進キャンペーン期間内に、第2条第2項に基づき甲に提供した空室情報の対象住宅のうち、千葉県及び茨城県内の住宅にマンションの建替えに伴い転出する区分所有者又は賃借人（以下「転出区分所有者等」という。）が申込をした場合、転出区分所有者等に対し乙の定める敷金分割制度及び敷金2か月化制度を適用することとする。

(協議)

第6条 本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年 3月30日

甲 千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市

千葉市長 熊谷 俊人

乙 千葉市美浜区中瀬一丁目3番地

独立行政法人都市再生機構千葉地域支社

地域支社長 宇佐見 一夫